

令和7年度の国民健康保険税について

令和7年度の国民健康保険税率は、令和6年度の税率のまま据え置かれます。
また、税制改正に伴い賦課限度額、軽減判定の基準が改定されます。

賦課限度額の改定について

賦課限度額が医療分で1万円、後期高齢者支援金分で2万円引き上げられます。

※令和7年度賦課限度額 医療分66万円 後期高齢者支援金分26万円 介護分17万円

軽減判定基準の改定について

※5割、2割軽減の基準が拡大されます。

軽減割合	令和6年度軽減対象の基準	令和7年度軽減対象の基準
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下
5割	43万円+(29万5千円×国保加入者数)+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下	43万円+(30万5千円×国保加入者数)+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下
2割	43万円+(54万5千円×国保加入者数)+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下	43万円+(56万円×国保加入者数)+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下

※ 給与所得者等とは次の①～③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）の方 ③公的年金等の収入金額110万円超（65歳以上）の方